

一般社団法人
北海道ナショナルパークワーケーション協会
定款

2020年10月1日作成

一般社団法人北海道ナショナルパークワーケーション協会 定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 当法人は、一般社団法人北海道ナショナルパークワーケーション協会と称する。また、略称はNPW Hokkaido とする。
- 2 当法人の名称の英文における表示は、**Hokkaido National Park Workation Association** とする。

(主たる事務所)

- 第2条 当法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

- 第3条 当法人は、北海道の国立公園を拠点としたワーケーション活動の普及・促進及びこれらの活動を通じた地域経済活性化をミッションに掲げ、新しい時代に相応しい文化の融合・経済・技術の発展を実現するために設立し、ワーケーションに関わる事業展開及び会員同士の事業成長を通して積極的に社会に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 各種セミナー、交流会、研究会、講演会、フォーラムの開催
 - (2) ワーケーションに関する情報の配信
 - (3) ワーケーションに関する調査、実証事業
 - (4) 自治体、地域事業者と連携したワーケーションプログラムの開発及びそのプロモーション
 - (5) 国内及び海外の各種団体・組織との交流
 - (6) 企業のビジネスマッチングの斡旋
 - (7) 社会貢献活動の応援・主催
 - (8) 上記各号に附帯する一切の事業

(公告の方法)

- 第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事（理事長）の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の経費に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

(退社)

第8条 社員は、代表理事が定める退社届を提出して、退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告しなければならないものとする。

(除名)

第9条 社員が、次の各号の一に該当する場合には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条のほか、社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 法人たる社員につき破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始その他の法的倒産手続の申立てがあったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 法人たる社員又は団体たる社員が解散したとき。
- (4) 社員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (5) 会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

第3章 社員総会

(構成等)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般法人法に関する法律上の社員総会とする。
- 3 社員は、総会において各1個の議決権を有する。

(権限)

第12条 当法人の総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(開催)

第13条 当法人の定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 当法人の総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 当法人の臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求を行った社員が、裁判所の許可を得て、総会を招集するとき。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第16条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、代理人によって総会の議決権を行使することができる。この場合、当該社員又は代理人が、代理権を証明する書面をあらかじめ当法人に提出する。なお、代理人は、当法人の理事又は他の社員に限るものとする。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行う。

3 第1項の社員又は代理人は、代理権を証明する書面に代えて、政令で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提出することができる。この場合は、当該社員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第18条 書面により議決権を行使できる場合には、社員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時までには当該記載をした議決権行使書面を当法人に提出する。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員名簿)

第20条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所などを記載した社員名簿を作成する。

第4章 会員

(会員の種類)

第21条 当法人に、社員とは別に次の会員を置く。

(1) 一般会員：当法人の目的に賛同し、その会員サービスを通じて自社のワーケーション推進を目指すことを目的に入会した法人及び個人事業主

(2) 賛助会員：当法人の目的に賛同し、自社のリソースを活用して当法人の事業を支援することを目的に入会した法人

(3) 特別会員：当法人の目的に賛同し、当法人と業務提携を行うことを目的に入会した地域支援組織及び地方自治体

2 当法人の会員となろうとする者は、当法人所定の様式による申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第22条 当法人の会員は、理事会において別に定める入会金及び年会費を支払わなければならない。

2 既納の会費はこれを返還しない。また、会員が退会、除名及び会員資格を喪失した場合においても、未納の会費は支払わなければならない。

(退会)

第23条 会員は、理事会において別に定める届出をすることにより、いつでも退会することができる。

(会員の除名)

第24条 会員が次の各号の一に該当する場合は、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第25条 前2条のほか、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 法人たる会員につき破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始その他の法的倒産手続の申立てがあったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 法人たる会員又は団体たる社員が解散したとき。
- (4) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (5) 会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(会員名簿)

第26条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所などを記載した会員名簿を作成する。

第5章 役員

(役員)

第27条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を一般法人法の代表理事とする。
- 3 理事のうちから、副理事長、専務理事、常務理事、事務局長を定めることができる。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事（以下「役員」という。）は、総会の決議によって選任する。

- 2 副理事長、専務理事、常務理事、事務局長（以下「役職理事等」という。）は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 第25条第1項で定める理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 役員は、再任されることを防げない。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第33条 当法人は、理事及び監事に対し、社員総会が定める総額の範囲内で報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益）を支給することができる。

2 理事及び監事に対して支払う具体的な報酬等の金額は、前項の社員総会が定める総額の範囲内で理事会が決定する。

3 理事及び監事に対しては、費用を弁償することができる。この場合の基準については、理事会において別に定める。

(取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の免除)

第35条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議をもって、理事又は監事の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額（一般法人法第113条第1項が定めるもの）を控除した額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、役職理事等の選定及び解職

(4) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により他の理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第92条第2項の規定による理事の業務執行状況報告については、理事会への報告を省略することはできない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令の定めるところにより書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、理事会の日から10年間その主たる事務所に備え置く。

2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した理事及び監事は、議事録に署名又

は記名押印する。

- 3 議事録が電磁的記録で作成されている場合には、法令で定める署名または記名押印に代わる措置をとる。

(理事会規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。事務局長を解任は、理事会の決議によるものとする。
- 4 事務局の職員は、理事長が任免する。ただし、その任免には理事会の承認が必要である。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第8章 委員会等

(委員会等の設置)

第45条 当法人は、その事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 3 委員会は、第12条記載の社員総会決議事項及び第37条記載の理事会決議事項についての意思決定を行うことはできない。
- 4 委員会に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(参与、顧問等の設置)

第46条 当法人に参与及び顧問を置くことができる。

- 2 参与及び顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 理事長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること
- 3 参与及び顧問の選任、解任は、理事会において決議する。
- 4 参与及び顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 参与及び顧問に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第9章 計算

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第50条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 附則

(委任)

第54条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第55条 本定款に定めのない事項を理事会で決議する場合は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(最初の事業年度)

第56条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2021年3月31日までとする。